

桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会

映像による情報発信事業業務委託に係る仕様書

1. 委託業務名 映像による情報発信事業

2. 業務目的

本事業は、隣接する群馬県桐生市と栃木県足利市が、日本遺産を核とした「ヘリテージツーリズム」をテーマに連携し、広域周遊観光の促進事業の一つとして実施するものである。

2018年における年間訪日外国人観光客数は約3,119万人を達成したが、更なるインバウンド強化は、両市においても急務となっている。そこで訪日外国人及び国内に滞在する外国人の誘致を目的とし、桐生・足利が持つ観光資源である日本遺産の魅力が伝わる映像を企画、制作し、インターネット動画共有サービスやメディア等を効果的に活用した配信を実施し、両市について関心や興味を持ってもらうことにより、新型コロナウイルス感染症収束後の誘客に繋げる。

3. 契約期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

4. 業務内容

訪日外国人観光客の誘致を目的に桐生・足利両市の日本遺産の魅力を紹介するプロモーション映像を企画、制作し、YouTube等のインターネット動画共有サービスを活用した映像配信及びメディア等を活用した効果的な映像発信を図り、外国人が興味を持ち、その後の誘客に繋がる内容とし、配信結果の分析を行うこと。

また、業務を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。

※詳細は「桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会映像による情報発信事業業務委託に係る企画提案要領」のとおり

(1) 業務概要

桐生市、足利市の日本遺産の魅力を紹介するプロモーション映像を企画、制作し、YouTubeをはじめとするインターネット動画共有サービスを活用して映像を配信する。また、メディア等を効果的に活用した映像発信を行う。

ア 制作手法

制作する観光プロモーション映像については、「実写」のみとし、日本遺産に特化しその魅力が十分に伝わり、興味を持ってもらえるものとする。

イ 作品の時間及び作成動画数

①30分以内×5本

※桐生市、足利市を紹介する動画をそれぞれ15分以内で作成し、合計30分以内となるようにすること。

※下記ウのとおり多言語で制作すること。

②90秒×3本（両市版・桐生市版・足利市版）

③15秒×3本（両市版・桐生市版・足利市版）

※上記①には、ナレーターを必ず起用することとし、②、③については、ナレー

ターを起用せず両市の魅力が伝わるよう制作すること。
※上記③はCM用として使用可能なものとして制作すること。

ウ 作品の言語

上記イ①の動画は、日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語による多言語による制作を必須とし、日本語以外は字幕、吹き替えのいずれかで制作とする。

上記イ②、③の多言語制作については任意とするが、両市の紹介をしていることが分かるように制作すること。

エ 配信及び周知

①配信対象

本施策での動画の配信対象は、海外及び日本国内における旅行関心層または歴史関心層とすること。

②動画の配信先及び配信方法

本施策での動画の配信先の選定については、海外及び日本国内の外国人観光客の多くが閲覧する動画配信サイトまたはそれに準ずるものとする。

具体的には以下の配信先や配信方法とすること。

- ・動画は両市がそれぞれ指定した Youtube ページへ掲載し、各広告等による誘導は、両市がそれぞれ指定した Youtube ページへ、同等の回数を誘導すること。
- ・YouTube 等での動画広告の配信（最低再生 2,000,000 回を保証すること）
- ・Instagram や Facebook 等の SNS 広告の配信
- ・国内外の TV、航空機等での CM の配信
- ・外国人観光客に影響力を持つインフルエンサー等のブログや SNS での掲載
- ・その他、受託者により配信及び周知が可能なメディア等

※ 動画配信サイトへアップロードされたリンクへインフルエンサー自身で管理するブログや SNS 等から誘導することも可。

※クリック誘導としては、施策全体で回を目標とすること。

※動画の再生回数は施策全体で 3,000,000 回以上を保証すること。

※制作した動画を、両市が指定した Youtube ページ以外に掲載する際は、指定された Youtube ページを埋め込み掲載すること。

※保証掲載量を掲出した場合であっても、広告掲載を継続し最大限効果を発揮するよう運用すること。

※掲出においては委託者と協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。

オ 分析

動画配信先への誘導や、SNS、CM 等で配信した効果を誘導及び配信方法別に集計し、結果や専門的見地から見た意見をまとめ、両市との協議、確認を受けた後に、以下のとおり両市へそれぞれ納品すること。

○ 1 市あたりの納品数

- ・紙媒体 合計 2 部（正副）
- ・データ（DVD へ格納すること） 合計 2 枚（正副）

(2) 関係機関等との連携・調整

ア 実際に取材をする施設等は、桐生市、足利市と協議の上決定する。

イ イベントや風景等、現地での取材や撮影が不可能な場合は、両市が所有する画像等の素材を使用することができるものとするが、新規取材を原則とする。

(3) 取材先との折衝・調整

- (4) 業務に関する打ち合わせ等の調整、議事録の作成
- (5) キャストやスタッフとの折衝・調整
- (6) 業務全般のスケジュール作成
- (7) 業務全般に関する報告書の作成

5. 実施条件

(1) 業務の窓口

業務の窓口は、桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会事務局（桐生市観光交流課）とし、業務実施に必要なミーティングを設定すること。

(2) 実施内容

桐生市及び足利市の本件担当者と都度連絡を取り、進捗状況と経過を報告する。また、制作クルーの手配、同行アテンド等を全て受託者の責任において行うこととする。

6. その他

- (1) 制作した映像の著作権は委託者に帰属するものとし、使用する映像素材は許可無く二次利用することが可能なものとする。
- (2) 制作した映像等は、DVD及び複製可能なデータにより納品すること。なお、DVDについては100枚（桐生市50枚、足利市50枚）制作し、ケースやパッケージデザイン等も含むこととする。
- (3) 「仕様書」に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 「仕様書」及び「桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会映像による情報発信事業業務委託に係る企画提案要領」に基づき事業を実施すること。
- (5) その他、「仕様書」及び「桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会映像による情報発信事業業務委託に係る企画提案要領」へ記載されていない事項等については、その都度協議を行い決定する。